

介護職員処遇改善支援補助金について

概要

- 令和6年2月分から5月分まで、介護サービス事業所・施設等に対し、介護職員等の賃上げに使うことを要件とした補助金となります。
- 対象サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給します。

補助額

$$\begin{array}{c} \text{ある月の総報酬} \\ \text{(基本報酬+加算減算)} \times 1 \text{ 単位の単価} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{交付率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{補助額} \end{array}$$

※対象サービス種別ごとの交付率によって補助額が決まるため、一律で6,000円分が支給されるわけではありません。

算定要件等

- ① 介護職員等ベースアップ加算を算定していること
(令和6年4月から介護職員等ベースアップ支援加算を取得見込みの事業所も含む)
- ② 上記かつ、令和6年2月、3月分から賃上げを行う事業所
(2月、3月分は一時金による支給可能)
- ③ 補助額の2/3以上は介護職員等の基本給又は毎月決まって支払われる手当に充てること

提出方法等①

提出期日

令和6年4月15日（月）までに提出

提出方法

計画書は県内の介護サービス事業所を**法人単位**でまとめて作成し、提出してください。
次の①②を提出先に記載の所管課に提出してください

①計画書

電子ファイル（Excel）をメールに添付し、所管課のメールアドレスあてに送付

※データ名を「申請者（法人）名」にして、申請者名が分かるように提出してください。

②口座振替依頼書 **※押印 必要**

押印したものを所管課へ郵送

計画書等の掲載ページ

計画書は次の山梨県ホームページから取得してください

※今後、随時更新する可能性がありますので、本補助金を申請する場合は確認をお願いします

○山梨県ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/r6syoguukaizensienhojokin.html>

提出方法等②

提出先

① 処遇加算等（ベースアップ加算を含む）の計画書を健康長寿推進課、市町村に提出している法人

○健康長寿推進課 介護サービス振興担当

計画書メールアドレス：kaigo-shogu@pref.yamanashi.lg.jp

口座振替依頼書あて先：〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

② 処遇加算等（ベースアップ加算を含む）の計画書を保健福祉事務所に提出している法人

※事業所が所在する区域の保健福祉事務所に提出してください

○中北保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当

計画書メールアドレス：ch-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

口座振替依頼書あて先：〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎1階

○峡東保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当

計画書メールアドレス：kt-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

口座振替依頼書あて先：〒405-0003 山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎1階

○峡南保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当

計画書メールアドレス：kn-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

口座振替依頼書あて先：〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰍沢771-2 南巨摩合同庁舎1階

○富士・東部保健福祉事務所 福祉課 長寿介護担当

計画書メールアドレス：ft-hokenf@pref.yamanashi.lg.jp

口座振替依頼書あて先：〒403-0005 富士吉田市上吉田一丁目2-5 富士吉田合同庁舎1階